

# 会員の業務推薦に関する取扱細則

(制 定 平成 9年 6月 6日)  
最終変更 平成28年 3月10日

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は業務運営細則第16条第七号に規定する会員業務推進部が行う会員推薦に係る必要な事項を定める。

(決定)

第2条 裁判所、国、地方公共団体等から日本公認会計士協会近畿会(以下「当地域会」という。)に対し、各種委員、株価鑑定人、講師等の推薦依頼があった場合、会員業務推進部長は、原則として会員業務推進部に諮ったうえ、被推薦者を決定するものとする。

2 前項の推薦依頼を受ける場合は別途定める公認会計士推薦依頼書の提出を受けるものとする。

3 被推薦者の決定は、依頼された業務に適する会員を会員業務登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)等を参考として行うものとする。

4 登録者名簿は、会員からの登録申請に基づき作成するものとする。

一 登録申請は所定の申請用紙に基づいて行う。

二 登録募集は、近畿C.P.A.ニュースに記事を掲載するなどにより、会員に周知徹底を図ることとする。

三 登録者名簿は、地域会役員の任期ごとに更新するものとする。

5 第1項の推薦依頼が地区会長宛に行われた場合は、地区会長は依頼の内容を会長に報告するものとする。この場合においても被推薦者の決定は本条によることとし、会長名で推薦するものとする。

6 当地域会を代表する業務につき推薦依頼を受けた場合は第1項の規定にかかわらず、会長が被推薦者を決定するものとする。

(決定の報告)

第3条 被推薦者を決定した場合、会員業務推進部長は直ちに会長に報告し、かつ遅滞なく、当地域会役員会に報告するものとする。

## 第2章 業務受嘱者の義務

(受嘱報告書の提出)

第4条 第2条により業務を受嘱した会員(以下「業務受嘱会員」という。)は、直ちに会長に対し、業務受嘱報告書1通を提出するものとする。

(調査報告書の写し及び業務完了報告書の提出)

第5条 業務受嘱会員が調査した結果を裁判所等に報告したときは、その報告書の写し(以下「調査報告書写し」という。)1通及び受嘱業務完了報告書1通を会長に提出するものとする。

2 調査報告書の作成を要しない業務受嘱会員は、その業務が完了したときに受嘱業務完了報告書1通を会長に提出するものとする。

3 会員業務推進部長は、提出のあった受嘱業務完了報告書について遅滞なく当地域会役員会に報告するものとする。

(納入金の納付)

第6条 業務受嘱会員は、前条第1項及び第2項に定める受嘱業務完了報告書の提出と同時に次に定める金額を当地域会に納付しなければならない。

一 報酬が1件につき50万円を超え100万円以下の場合は1万円

二 報酬が1件につき100万円を超える場合は、その超える金額(千円未満切り捨て)につき、0.5%を乗じた金額と前号に掲げる金額との合計額

2 報酬を継続して受ける場合は1年間の報酬を基礎として納入金を計算するものとする。なお2年度以降は徴収しない。

### 第3章 雑 則

(閲覧の許可)

第7条 会長は、業務の運営上必要と認めた場合には閲覧者を指定して、調査報告書写しを閲覧させることができる。

2 会員業務推進部長は、業務受嘱会員がその受嘱業務の遂行上参考にしようとする場合には、調査報告書作成者の同意を得て、調査報告書写しの閲覧を許可することができる。

3 閲覧を許可された会員は、知り得た情報の秘密保持に十分留意しなければならない。

4 調査報告書写しのうち会社更生法、民事再生法その他裁判所に提出された調査報告書写し(弁護士等の提出書類に添付又は引用される場合を含む。)については、第2項の規定にかかわらず、当該調査事案に関する裁判所の決定があるまでの間は閲覧を許可しないものとする。

第8条 本細則に定めのないものについては、正副会長会において決定する。

2 本細則に疑義が生じた場合は、正副会長会に諮るものとする。

## 附 則

この細則は、平成 9 年 6 月 6 日から施行する。

### 第 1 次 改正附則

この細則は、平成 1 3 年 1 月 2 5 日から実施する。

### 第 2 次 改正附則

この改正細則は、平成 2 6 年 1 月 2 3 日から施行する。

### 第 3 次 改正附則

この改正細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。